監　視　指　導　グ　ル　ー　プ

（目：食品衛生費）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
| 予算額（千円） | 25,647 | 39,560 | 45,197 |
| 決算額（千円） | 17,570 | 31,278 | 32,816 |

（食中毒発生状況・情報相談対応・違反食品）

　近年、病原性の強い細菌や感染力が強いウイルスによる食中毒が増加していることから、食中毒未然防止のための正しい知識の普及啓発や発生時に的確な対応が図れるよう、平常時から危機管理意識の向上に努めた。

　健康危機事象の発生時には、庁内関係部局との連携強化を図り、迅速な原因究明や二次感染防止対策、再発の防止に努めた。

　このほか、法令に違反する事実が認められた場合には、その食品等が製造、加工、販売されないように速やかに廃棄、回収等の措置を講ずるとともに、必要に応じて営業停止等の処分を行い、その内容について公表した。

　消費者からの食品等に係わる情報や相談の届出に対しては、その都度現場調査等を行い、迅速な対応に努めた。

１　食中毒発生状況

　　健康危機事象の発生時には、営業停止命令等の必要な措置を講じて事故拡大防止を図るとともに、原因を追及し、事後の予防対策の一助とした。

　　食中毒の発生概要は次のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
| 食中毒発生件数 | 10 | 11 | 7 |
| 行政処分件数 | 5 | 7 | 6 |
| 食中毒患者数 | 103 | 66 | 63 |
| 調査実施件数  （疑い事例の調査を含む。） | 208 | 194 | 154 |

なお、食中毒の発生状況は、別表のとおりである。

また、この別表には他府県市に原因施設があったもの、及び食中毒と判断しなかったものについての件数等は含まない。

２　違反食品等の摘発状況

　　法令に違反する事実が認められた場合には、速やかに原因を調査するとともに、違反品の廃棄、回収等の措置を講じた。

なお、違反品が府外で生産、製造、加工等が行われていた場合には、速やかに関係機関に通報した。

　　違反食品等の摘発件数は次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
| 違反食品等摘発件数 | | 39 | 26 | 40 |
| 行政処分件数 | | 1 | 1 | 0 |
| 調査実施件数＊１ | | 163 | 129 | 105 |
| 探知の経路 | 監視によるもの | 2 | 1 | 0 |
| 検査によるもの | 26 | 10 | 5 |
| 届出によるもの | 112 | 78 | 69 |
| 他県＊２等からの通知によるもの | 23 | 40 | 31 |

＊1　大阪府域（大阪市、堺市、豊中市、吹田市（令和2年度以降）、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。）で発見されたもの

　＊2　国、他自治体、庁内他課（食品衛生担当以外）等を含む

　 また、上表のうち令和3年度に行政処分を行った違反食品等は次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 措置月 | 名称 | 違反の内容 | 措置状況 | 備考 |
| 該当なし | | | | |

３　食品情報・相談処理状況

　　消費者からの食品衛生上の各種情報・相談について、必要に応じて調査や関係機関への通報等を行い、円滑な対応に努めた。

　　処理件数は次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 |
| 情報相談処理件数 | | 969 | 790 | 665 |
| 内訳 | 腐敗・変敗 | 12 | 3 | 5 |
| カビ | 21 | 14 | 17 |
| 異味・異臭 | 32 | 29 | 35 |
| 変色・変質 | 16 | 7 | 2 |
| 異物混入 | 251 | 202 | 154 |
| 有症事例 | 357 | 244 | 232 |
| その他 | 280 | 291 | 220 |

なお、電話での軽易な内容の問い合わせは計上せず。

４　自主回収の届出の処理状況

　　食品衛生法に基づき事業者から自主回収の届出があった食品について、厚生労働省へ速やかに報告を行った。

　　処理件数は次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 令和３年度  （６月以降） |
| 処理件数 | 5 |